



道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について、茨城県公安委員会の事務の委任に関する規則（昭和42年茨城県公安委員会規則第7号）の規定により、公安委員会から委任された公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 8 年 6 月 9 日

茨城県警察本部長 滝澤 幹 滋

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1 聴聞の期日 | 令和8年6月23日                                      |
| 2 聴聞の場所 | 東茨城郡茨城町大字長岡3783-3<br>茨城県警察本部交通部運転免許センター1階 聴聞会場 |